

## 住宅セーフティネットの機能向上



公営住宅

地域優良賃貸住宅

### 入居の円滑化のための仕組みの整備

#### あんしん賃貸支援事業

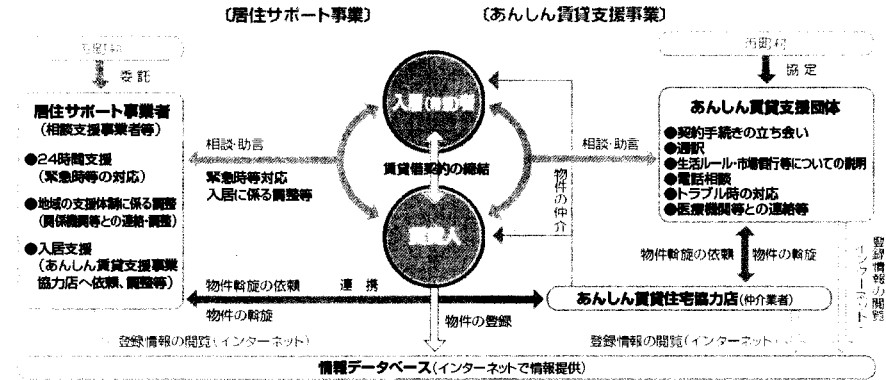
地方公共団体、NPO・社会福祉法人、不動産関係事業者等が連携し、高齢者、障害者、外国人、子育て世帯の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅等の登録や居住に関する各種サポートを行うことにより、高齢者等に対する重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を目指します。

## 厚生労働省による「居住サポート事業」との連携 ~ 障害者の賃貸住宅への入居支援 ~

障害者自立支援法が目指す障害者の地域生活移行の推進を実現するためには居住の場を確保することが重要であり、賃貸住宅への入居を支援する観点から、厚生労働省において地域生活支援事業の一環として「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」を推進しています。なお、障害者の民間賃貸住宅への入居の円滑化を図るためには、各自治体・地域における福祉部門と住宅部門が連携して、居住サポート事業とあんしん賃貸支援事業を推進することが不可欠と考えられます。

「居住サポート事業」と「あんしん賃貸支援事業」の連携のあり方(例)

- ①あんしん賃貸住宅の登録促進及び情報の提供等については、あんしん賃貸支援事業の協力店(仲介業者)が行う。【住宅部門が担当】
- ②障害者の居住支援(緊急時等の対応、地域の支援体制に係る調整等)については、居住サポート事業者(相談支援事業者等)が行う。【福祉部門が担当】(地域において公的保証人制度が有る場合には、必要に応じてその利用支援を行う。)
- ③入居時の支援(入居に係る調整、契約時の立ち会いその他相談・助言等)は、必要に応じて協力店と居住サポート事業者が連携して行う。【連携】



これは視覚障害者の方への配慮として、音声で情報提供するためのSPコードです。SPコードは、見聞録取機により記録されている情報を音声で聞くことができます。

### 国土交通省

住宅局住宅総合整備課  
TEL 03-5253-8111

### 厚生労働省

雇用均等・児童家庭局総務課  
社会・援護局障害者保健福祉部障害福祉課  
老健局振興課  
TEL 03-5253-1111



あんしんとやすらぎの住生活  
国土交通省と厚生労働省、地方公共団体等の連携による  
**あんしん賃貸支援事業**

国土交通省  
厚生労働省

**「借りたいのに借りられない…」をサポートします。**  
 高齢者、障害者、外国人、子育て世帯の居住ニーズに対応し、民間賃貸住宅ストックを有効活用することにより、よりスムーズな入居を、より安定した住生活を応援します

あんしん賃貸支援事業は、民間賃貸住宅の市場において、高齢者、障害者、外国人及び子育て世帯の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅に関する情報などを提供するとともに、様々な居住支援サービスの提供を促すことにより、高齢者等の居住の安定確保と安心できる賃貸借関係の構築を目的とし、国土交通省において実施する事業です。

高齢者等の入居をサポートする仲介事業者として都道府県に登録された不動産店

**あんしん賃貸住宅協力店**

あんしん賃貸住宅の登録促進や仲介等を通じて高齢者等の円滑な入居に関する助言等を行う協力店に関する情報(名称・住所・連絡先等)



**居住支援に関する情報**

**市町村の住宅部局・福祉部局 など**

市町村が自ら行う居住支援施策(活動)に関する情報等(居住サポート事業など)



【対象】

高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯、子育て世帯であって、家賃等を適正に支払い、地域社会の中で自立した日常生活を営むことができる方(居住支援を受けることによって自立することが可能となる方を含む。)



協定など



高齢者等の入居を受け入れることとして都道府県に登録された賃貸住宅

**あんしん賃貸住宅**

賃貸住宅に関する情報(賃貸住宅の所在地・戸数・家賃・規模・構造・増数・リニアフリー状況等)



入居の円滑化及び居住の安定確保を支援することとして都道府県に登録された団体

**あんしん賃貸支援団体**

社会福祉法人、NPO法人等があんしん賃貸住宅への入居(希望)者等に対して行う、各種の居住支援サービスに関する情報(団体名・支援内容・対象エリア等)

登録機関(都道府県)

あんしん賃貸住宅/あんしん賃貸住宅協力店/あんしん賃貸支援団体の登録情報については、都道府県が登録簿を閲覧に供するとともに、ホームページにより情報提供します。

あんしん賃貸住宅の情報はこちらから…

<http://www.anshin-chintai.jp/>

(財)高齢者住宅財団 TEL 03-3206-6437

高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進し、安心できる賃貸借関係の構築を実現するため、居住に関する各種サポートの提供を促します。

**入居前の支援**

■ 契約手続きの立ち会い



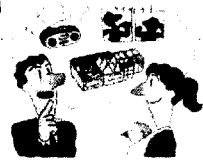
賃貸借契約の立会い及び介添えを行い、トラブルを未然に防止します。

■ 通訳派遣



言葉や生活習慣の違いによる不安や心配を解消し、トラブルを未然に防止します。

■ 生活ルール等の説明



集合住宅の住まい方や近隣の配慮事項など生活ルール等の説明により、トラブルを未然に防止します。

■ 市場慣行についての説明



複雑な市場慣行(一時金の性格など)を事前にきちんと理解してもらうことにより、退去時等のトラブルを未然に防止します。

**入居後の支援**

■ 電話相談



借主、貸主のいずれかが困っているときに、電話での相談に応じ、不安や悩みの解消を図ります。

■ トラブル時の対応



トラブルが生じた際に、対応の手助けをして迅速かつ確実な解決を図ります。

■ 見守り・医療機関との連携



電話等による安否確認や、服薬に係る相談対応などを行うとともに、必要に応じて医療機関に連絡等を行い、事故等を未然に防止します。

■ 緊急時の対応



入居者が事故、死亡等に至った際の関係行政機関、連帯保証人、緊急連絡先等への連絡、相談等をサポートします。



◇地域により支援メニューは異なります。(地域ごとの支援メニューは「あんしん賃貸住宅」のホームページに掲載されています。なお、支援サービスには有料のものがあります。)「あんしん賃貸住宅への」入居に際しては、通常の入居審査を経る必要があります。

平成20年9月24日

社会保障審議会 障害者部会  
部会長 潮谷 義子 様

社団法人全国脊髓損傷者連合会  
副理事長 大濱 眞

## 障害者自立支援法の報酬・基準改定にあたって

障害者自立支援法の法改正および報酬改定等にあたっては、重度障害者等の地域生活を支援する観点から、訪問系サービス等について、サービス支給量とサービス提供の基盤整備の両面について、改善に向けた取り組みが必要だと考えます。

### 1. 訪問系サービスの支給量について

- (1) 市町村が「必要な人に必要なサービスを」という法の理念に則って適切な支給決定が行えるように、国庫負担基準の廃止によって、市町村が支弁した費用の全額を国庫負担の対象とする必要があります。

⇒平成20年7月15日提出の当会資料のp.p.7-17

- (2) 25%負担が重く押し掛かってしまう小規模市町村等に対して国が直接財政支援を行うことについて、検討が必要だと考えます。

⇒平成16年10月12日「今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案について）」における調整交付金構想（都道府県経由での財政調整）

- (3) ケアホームの身体障害者への対象拡大については慎重な検討が不可欠であると考えます。

⇒平成20年7月15日提出の当会資料のp.18

### 2. 訪問系サービスの提供基盤の整備について

- (1) 重度訪問介護について、「支給決定を受けたのにサービスが利用できない」という問題を解決するために適切な報酬単価が不可欠です。

⇒平成20年7月15日提出の当会資料のp.p.4-6

- (2) 居宅介護について、ヘルパー3級の従事資格を今後も継続すべきだと考えます。

⇒ピアヘルパーの取り組み

#### 【別添】

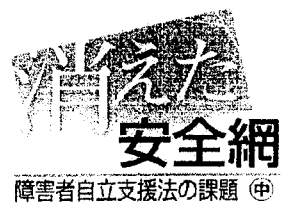
資料① 読売新聞 平成20年9月2日付朝刊

資料② 朝日新聞（大阪本社版） 平成20年9月18日付朝刊

資料③ 朝日新聞（大阪本社版） 平成20年9月19日付朝刊



# 低賃金ヘルパー足りぬ



それでも月に数日、夜間介助を受けられない日がある。持病のため急に意識が混濁したり、体温がうまく調節できなくなったりする恐れは絶えずある。ヘルパーがいれば夜は、死の恐怖におびえる。

市の福祉事務所にヘルパーを探してもらったこともあるが、30を超す事業所から断られ、紹介された事業所も条件が折り合わなかった。

「ヘルパー不足で生存権すら危うい状況だ」

背景にあるのは、障害者自立支援法の介護報酬の低さだ。特に、重度訪問介護サービスの事業者の間では、十分な賃金が払えないためヘルパーが集められないとの声が強まっている。

京都市障害福祉課課長である「ヘルパーを見つけてほしい」という利用者からの相談はこの1年、目立って増えてきた。斎藤泰樹・在宅福祉担当課長は「重度訪問介護の報酬は決して十分とは言えず、引き上げを国に求めている」と話す。

このデモの先頭には、赤い字で「過労死」と書かれたプラカードを手にした渡辺さん(22)の姿もあった。重度障害者の介助をするヘルパーの集まり「かりん燈籠」万人の所得保障を目指す「介助者の会」(事務局・京都府)

## 利用者「生存権の危機」 ■ 事業所「現場もたない」

市(のメンパー)だ。低賃金と重労働に耐えられなくなったヘルパーが職場を去り、残った人は過重労働でつぶれていく。渡辺さんらはここ数年、悪循環に陥った事業所を身近に見てきた。

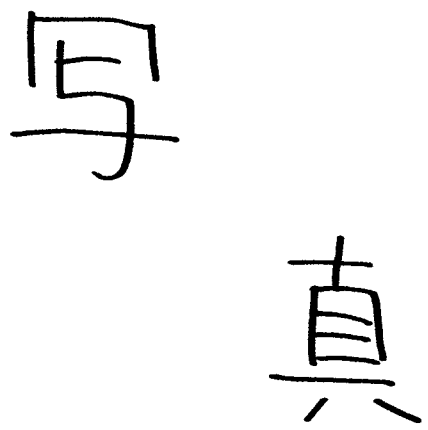
市内の事業所に責任者として勤める男性ヘルパー(28)は、デモに参加する予定だったがかなわなかった。変更のきかない介助予定があったからだ。

3月、同僚の20代女性がこの仕事を続けるのはきつい」と言い残し、看護師を目指すために退職した。7月、20代の男性職員が過労で入院した。

人手不足で代役がいなかったため、体調が悪くても休めない。7月の労働時間は300時間を超えた。休日は月曜日だけ。しかも日曜は夜勤なので「明け休みにする。この1年、夏休みや正月休みを含め、連休を取った記憶はない」

求人をかけても最近は何い合わせられない。週に2、3人サービスの利用申し込みがあるが、人をやりくりできず、断らざるを得ない状態だ。

時給は1100円。支援法ができてから100円下がった。利用者宅の間を移動する交通費も足りず、7月は計約2万円を



若い介助者と一掃にデモ行進し、ヘルパーの待遇改善を訴える。①さん(中央) 11月7日、京都市内

Bar chart showing the number of Helpline users by income level. Data: 24万円以上 (5.5%), 22~24万円未満 (3.4%), 20~22万円未満 (12.3%), 18~20万円未満 (23.6%), 16~18万円未満 (30.0%), 14~16万円未満 (17.8%), 12~14万円未満 (5.1%), 12万円未満 (2.4%).

## 過労死水準超す人16.6%

800を超す団体でつくる「障害者の地域生活確立の実現を求める全国大行動実行委員会」(かりん燈籠)は今年、障害者を介助するヘルパー約800人にアンケートした。それによると月給制で働くヘルパーの基本給は平均18万円。1カ月分以上のボーナスありは15.5%、「昇給あり」は11.5%にとどまった。一方、月の平均労働時間(正職員)は194.7時間。過労死

ラインの水準(月80時間の残業)を超すと考えられる「月240時間以上」の人が16.6%いた。実行委員会(これとは別に07年秋、人材確保をテーマに事業者にアンケートし、全国の事業者から回答を得た。それによると、「週3カ月ヘルパー不足のために新規利用者を断らざるを得なかった」と答えた事業所が4分の3に達した。

こうした現状を踏まえ、障害者自立支援法の見直しに関する与党の報告書(07年12月)には、人材確保と事業者の経営安定の観点から、09年4月に報酬を改定することが盛り込まれた。介護の担い手不足は高齢者の分野でも深刻さを増し、社会保障の根底を揺るがす問題となっている。「介護従事者処遇改善法」は5月に国会で成立したが、具体策はまだ見えない。福祉現場の崩壊を食い止めるために、技術的な対策を急ぐ必要がある。

重度訪問介護 長時間の支援が必要な障害者に、身体介護、家事援助、移動支援などを一体的に提供する障害者自立支援法のサービス。全国で約7千人(07年12月)が利用する。障害の程度や移動介護の時間に応じて加算がある。支援法以前の「支援報酬制度」時代は、ほぼ同様の支援を「日常生活支援」と「移動介護」のサービスの組み合わせで提供していた。NPO法人「中部障害者解放センター」(大阪市)の石田義典事務局長は「多くの事業所は自立支援法になってから報酬が削減されているはずだ」と指摘する。

「自腹」で出した。残業代は一部未払い。妻の手取りは月約25万円にとどまる。この事業所では支援法が施行された06年、介助1時間あたり平均収入が06年比で約5%、04年比で約12%下がった。いま報酬全体の9割を人件費にあてており、これ以上の時給引き上げは厳しい。「もう現場はもたない。何とか報酬を引き上げてほしい」

かりん燈籠の渡辺さんは「このままではヘルパーの過労死や重度障害者の死亡事故が起きる」と警鐘を鳴らす。

※引用者注① 記事文中の①さんについてはご本人との連絡が間に合わなかったため氏名を伏せた。  
注② 記事文中の「重度訪問介護の報酬引き上げを国に要望」とは、大都市の心身障害者(児)福祉主管課長会議等によるものを指す。  
注③ 写真はライセンスの関係で転載してはいない。

# 地域で暮らしたいのに



水分を控えて脱水症状になったこともある。緊急時に電話する手だてもない。「命の危険を感じる一日々だ。」

市は支援法施行後、厚生労働省の説明に基づいて「支給決定基準」を作り、介護の必要時間を決めていた。市の重度訪問介護の基本時間は、石田さんのように最も重度の重い障害があった一人暮らしの場合、20.6時間。これに本人の身体状況などを考慮して15〜50%の加算がある。それでも本人の希望を大きく下回る場合は、「非定額」として本人に必要なサービス量を算定し、市の審査会の意見を聞いて決める。「非定額」の石田さんは「私には24時間介護が必要で、他人の手を借りて自分の意思を実現し、人生をつくるのも自立。障害者が地域で生きる道を閉ざさないで」と話す。

今年6月、24時間介護に必要な月744時間の支給を求め、市を相手取り和歌山地裁に提訴した。月10.1時間減らされた点について、「合理的な理由は見いだせない」と市の決定に疑問を投げかける。

これに対して市は「一人暮らしにも十分償い、特別に考慮する必要がなくなると判断し、夜間の基本時間を3時間減らした。生命の危険が切迫して

## 差に支援する所住 ■ 削減突然 介護の頼み

いる状態ではないので、24時間の介護を要する状態を認めない」と反論している。

埼玉県川口市。市が定めた移動支援サービスの要綱に対して、障害者団体から「制限が多すぎて使えない」と見直しを求める声があがっている。

要綱によると、利用が認められるのは、公的機関や病院など

に行く時、文化教室活動に参加する時など。サービスが使えない項目も明記された。例えば次のような制限に批判がある。

「遊園地への参入」

「入場料、入館料を支払う建物内で活動するとき」

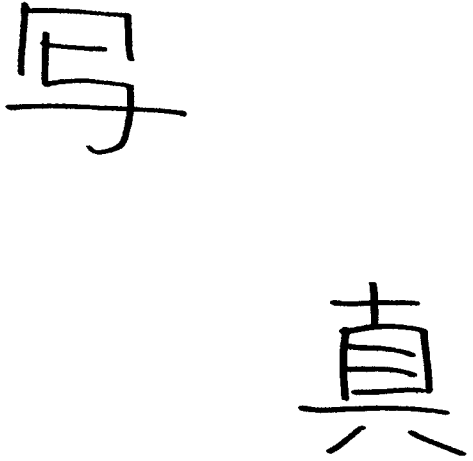
市障害福祉課は「遊園地やスポーツセンターなど風俗などを限定したもので、通常の余暇活動は認められている」と説明する。しかし「窓口で『遊び目的は認められない』と批判する。

一方、同じ県内でも、さいたま市の要綱はすいぶん違う。生活に不可欠な外出に加え、シヤア、外食、スポーツ観戦なども社会参加のため認めると明記。さらに代車や仮食、食車、トイレ介助、移動先での活動支援も付随行為として認める。

自治体によって、これほどの違いがあるのはなぜか。移動支援は、市町村が実施する「地域生活支援事業」とされ、サービス範囲などが自治体任せとされたから。厚生労働省は「地域の実情に応じて各自治体の判断でよい」としている。「障害者支援課(福祉部)」と説明する。

自治体の考え方や財政事情で社会参加の範囲が左右されるのはおかしいという声は強い。

この連載は森本美紀(清川卓史、向井大輔が担当しました)



ヘルパーの男性(左)にストローで飲み物を飲ませてもらう石田雅俊さん(右)和歌山市内

## 「サービス実費半額 国は負担を」

「重度障害者の地域生活に欠か

<p>市町村がホームヘルプの給付費を支出したとき、それを超えた分は国と都道府県から負担金が受けられなくなるライン</p>	
<p>超過分は市町村が全額負担</p>	<p>市町村 超過超過額 ×100%</p>
<p>市町村 給付費×25%</p>	<p>国庫負担基準 ×25%</p>
<p>都道府県 給付費×25%</p>	<p>都道府県 国庫負担基準 ×25%</p>
<p>国 給付費×50%</p>	<p>国 国庫負担基準 ×50%</p>

※(社)全国障害児福祉推進協議会の資料から

せない介護サービスの枯渇が自立の、自治体間格差も大きくなってきている(DPI)障害者インテリナショナル(日本会議)の尾上浩一事務局長は危機感を募らせる。その要因として挙げるのが、障害者自立支援法独自の財政ルールだ。

支援法は、重度訪問介護などのホームヘルプのサービス費用を国が2分の1、都道府県と市町村がそれぞれ4分の1負担することを義務づけた。だが、国や都道府県が負担するのは、国が決めた国庫

負担基準額の範囲内。つまり、市町村が決定したサービス量の費用が基準額を越えると、超過分は市町村の持ち出しになる(図)。

厚生労働省は、国の基準が支給量の上限にならないよう自治体に周知しているが、自治体からは「国が十分な負担をしないのでは厳し」との本音もあがる。

尾上事務局長は「国は、実際にかかる費用の2分の1を基準額に関係なく、負担すべきだ。福祉サービスを支えさせる自治体は赤字になるのでは」「施設から地域へ」といって障害者の自立は進まな